

# 安全運転管理者等の 選任義務をご存じですか？



自動車の使用者は、一定台数以上の自動車の使用の本拠ごとに安全運転管理者等を選任することが義務付けられています。  
**選任要件に該当していないかのご確認を！**

※ 「自動車の使用者」…道路運送法による「運行管理者」の選任義務がある事業者を除きます。

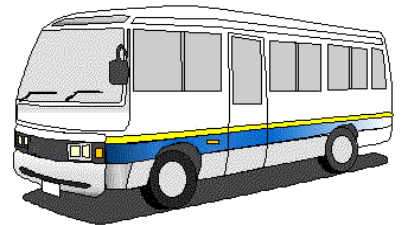
**道路交通法により、違反行為には罰則が設けられています**

○選任義務違反＝5万円以下の罰金 ○届出義務違反＝2万円以下の罰金又は科料

## 一般事業所では、自動車の使用の本拠ごとに選任

★ 安全運転管理者の選任を必要とする自動車の台数

- 乗車定員11人以上の自動車＝1台以上
- その他の自動車＝5台以上



※ 大型・普通自動二輪車は、1台をそれぞれ「自動車0.5台分」として計算(原付は含まない)

★ 副安全運転管理者の選任を必要とする自動車の台数

- 自動車20台以上40台未満＝1人以上を選任

自動車の台数	副安全運転管理者数
19台まで	0人
20台～39台	1人
40台～59台	2人
60台～79台	3人

※40台以上は、20台ごとに1人を加える



安全運転指導等を行う  
安全運転管理者等は、  
事業所の安全運転管理に  
重要な役割を担っています

※ 選任又は解任した日から15日以内に、自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署へ届出てください。

※ 選任等の手続き等についての詳細は、警察本部交通企画課又は警察署交通課にお尋ねください。